

令和3年度 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、3年に一度制度改正が行われます。介護保険料は、標準段階区分(9段階)を13段階とする多段階化の措置を継続します。なお、第7、8、9段階の境界となる所得金額は、国の第8期基準所得金額の設定に合わせることにしました。

●介護保険料【基準額 5,500 円×12 か月＝66,000 円】



所得段階	対 象 者	保険料率	保 険 料 (月 額)	保 険 料 (年 額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 (0.30)	2,750 (1,650)	33,000 (19,800)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.75 (0.50)	4,125 (2,750)	49,500 (33,000)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.75 (0.70)	4,125 (3,850)	49,500 (46,200)
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	4,950	59,400
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.00	5,500	66,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.25	6,875	82,500
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	1.35	7,425	89,100
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.55	8,525	102,300
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.75	9,625	115,500
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.85	10,175	122,100
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.05	11,275	135,300
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.10	11,550	138,600
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	12,100	145,200

※第1段階～第3段階は、公費による負担軽減が図られ保険料率が上記()内に軽減されます。

保険料(月額)(年額)の()内は公費負担による軽減を適用した金額です。

※平成30年度税制改正により令和3年度から給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度では、合計所得金額等が調整され、この税制改正による影響で介護保険料等の負担が増えることはありません。

問 いきいき健康課 介護保険係 ☎ 042(588)5410